

平成 27 年度 第 3 回長野市個人情報保護審査会 会議録（概要）

【日 時】 平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 3 時～午後 5 時

【場 所】 長野市職員会館 第一教養室

【出席者】 委員：栗林委員、芝波田委員、和崎委員

職員：北澤総務部参事、広田情報管理室長、向林情報管理室係長、
西澤情報政策課長補佐、湯本情報政策課係長、伊藤情報政策課主査、
市川市民税課係長

【議 事】

- 1 長野市個人情報保護条例について
今後条例の見直しに当たり検討が必要な事項について検討を行った。
- 2 基本方針（案）について
上記について説明を行った。
- 3 個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（素案）について
上記について説明を行った。

【その他】

次回の日程等事務連絡を行った。

【主な内容（質疑・意見）】

○ 議事 1 について

（委員） 法人に関する情報の公開を求められるケースはどのようなものがあるのか。

（事務局） 法人に関して市が保有する情報は、社会福祉法人の会計、決算に係るものや、市業務に関係する事業者の所在地、代表者名等がある。公開請求は、法人の決算書や関係書類等がある。

法人の情報に記録されている法人役員情報は、個人情報の側面と企業の情報の側面がある。条例上個人情報から除いた上で内容によって保護するものと、個人情報に含めているが、法人情報として運用上除く部分がある。市によって番号法の定義と合わせる検討をしているところもあるが、定義と異なる部分も残しながら引き続き運用していく自治体もある。

（委員） はみ出している部分がないと、会社の情報としている部分がわかりづらくなるのではないか。

（委員） あえて、ここで番号法の定義と合わせなくても良いのではないか。運用の中で整理していけば良いのではないか。

（委員） 他に情報が取得できる状況があれば、無理に縛る必要もないのではないか。

- (委員) 商業登記簿に記録されている取締役等の情報は住所と氏名か。登記した時の住所か。生年月日は入るのか。
- (委員) 生年月日は入らない。
- (事務局) 個人の印鑑証明は添付し、そこには生年月日の記載があると思われる。
- (委員) 登記をするときは住民票と一致するか等の実在確認はするのか。
- (委員) 登記簿はその時点の情報という解釈で良いと思う。番号法は転居等を含む情報も含んでいて動的なものであると思う。
- (委員) 個人番号が記載された書類を閲覧することはできるのか。
- (事務局) 閲覧はできない。個人番号があればマスキングすることになる。
- (委員) 法人の役員の取扱いについては、現状のままということで良いのではないか。

○ 議事2について

- (委員) 基本方針の文言については、別途示されているものがあるのか。
- (事務局) 特定個人情報保護委員会事務局から、策定のポイントが示され、それに基づいたものとなっている。
- (委員) 法令を遵守することが示されているが、各自治体の個人情報保護条例を盛り込むことを示されているのか。その他には無いのか。
- (事務局) 国では政府機関の情報セキュリティ対策についても記載されているが、本市の場合どこまで記載していくのか検討しているところである。それらを遵守しながらやっていきたいと考えている。

○ 議事3について

- (委員) 再委託等のリスク管理は理解できたが、庁内の連携システムにおけるリスク管理はどのようになっているのか。
- (事務局) 個人住民税に関する事務については、閉ざされたネットワーク内のシステムや外部で渡す場合は記録を残す等の対応をする。
- (委員) その内容は記載されているのか。また、データを渡した後の管理はきちんとできるのか。
- (事務局) 他に渡しての内容は、渡した先で管理しなければならないためそこまでは記載していない。
- (委員) その連携は取った方が良いのではないか。
- (委員) きりが無いということもある。
- (委員) アクセス権限から説明すると、権限が無いものは扱うことはできないこととなっている。更新、サンプルの発行などもアクセス記録はすべて残してチェックする形で縛りを設けている。これは、前回の住民記録台帳システムの時と文言は全く変わっていない。

- (事務局) こちらの税情報を渡した先で、その情報がどうなっているのかということかと思うが、この評価書では記載する欄がない。
- (委員) 基本的に個人情報のファイルに関わる部分についてのリスク対策という考え方になっている。今回は、ファイル、データベースを機軸として捉えることになっているので、少し書き足りないことは感じている。
- (事務局) システムについてご承知の方は、ここはどうなっているのかという疑問が沸くと思うが、今回のテーマとしては個人住民税に係るシステムについてということになる。
- (委員) 検討して記載することができれば書いて欲しい。
- (事務局) 評価書という限定的なものではなく、今後取扱規程を定めていく中で、セキュリティポリシーにつながってくるため、市民の個人情報をセキュリティ面でどうガードしているか決めていく必要がある。その中で、個人情報を扱う基幹系システムは、閉ざされた中で利用する、媒体へ出力できない、情報は暗号化するという事で守られていくように別のところで表現したい。
- (委員) 「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の項目があり、紙媒体に対する措置は従前のおりだが、電子データに対する措置について今回焦点となっていると考えられる。メディアで渡されるケースが結構多いことからそのことについて記載されている。電子データの主にメディアに対する措置についてはここに書いてある。入手や操作に関する部分の端末については、インターネットから分離されて扱っている。図に示されているすべての部分でインターネットとの接続や共用端末はないということは確認している。